

釜石市公告

釜石市電話設備等導入業務委託について簡易公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 13 日

釜石市長 小 野 共



1 業務概要

(1) 業務名

釜石市電話設備等導入業務

(2) 業務内容

別紙『釜石市電話設備等導入業務仕様書』のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 31 日までとする。

(4) 委託金額

本業務に関する費用は、下表の金額（消費税及び地方消費税を含まない。）以内とする。

費用区分	金 額
初期費用	17,455,000 円
月額費用	1,460,000 円

2 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条に基づく登録電気通信事業者であること。
- (2) 類似業務で自治体や中央省庁、民間企業へ導入した実績があること。

※類似業務とは、クラウド PBX の導入及びスマートフォンの内線化を含む業務とし、スマートフォン 300 台以上の導入実績を対象とする。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加申込日において、市の指名停止措置がされていないこと。
- (5) 釜石市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 37 号）第 2 条第 2 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。
- (7) 国税又は地方税を滞納していないこと。

3 手続等

(1) 担当課

釜石市 総務企画部 新市庁舎建設推進室

〒026-8686 岩手県釜石市只越町 3 丁目 9 番 13 号

電話番号：0193-27-8429

電子メール：tyousya@city.kamaishi.iwate.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付開始日：令和 8 年 1 月 13 日（火）から

イ 交付方法：実施要領は、釜石市ホームページからの入手を原則とする。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出期限：令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時

イ 提出先：上記 3（1）に同じ。

ウ 提出方法：電子メールにて提出のこと。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限：令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時まで

イ 提出先：上記 3（1）に同じ

ウ 提出方法：持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着とする。）にて提出すること。また電子メールにて電子データ（PDFファイルに変換のこと）も提出すること。

4 参加申込書及び企画提案書の審査等

- (1) 提出された参加申込書等を基に資格要件を審査し、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
- (2) 企画提案は、委員会においてプレゼンテーション審査を行い、その結果に基づき本件業務における契約候補者を決定するものとする。

5 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募、プレゼンテーション審査への参加等に要する費用は全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却せず市の所有とし、組織内でコピー・配布を行う場合がある。ただし、提案者に断りなく他自治体・他社等に公開・配布はしない。
- (3) 提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な条件をすべて満たしていない場合、虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- (4) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は原則として認めない。
- (5) 本市から提示した本プロポーザルに関する資料を本業務企画提案以外の目的で使用する事及び第三者への開示・漏洩することを禁止する。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任を負わない。
- (7) 審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問い合わせにも応じないこととする。